

長野県食育推進計画に関する懇談会開催要綱

(目 的)

第1 県民が「食」を通じて生涯にわたって心身の健康の増進を図るとともに、豊かな人間性を育み、食育を県民運動として展開するための方向性や施策を明らかにした長野県食育推進計画（以下「計画」という。）を県が検討する上で有識者等の意見を聴くため、長野県食育推進計画に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

(会議事項)

第2 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 計画の進捗状況及び評価に関する共有
- (2) 計画の推進に関する現状と課題についての意見交換
- (3) 計画の基本方針及び取組内容に関する意見交換
- (4) その他計画の推進に関する必要な事項

(構成員)

第3 懇談会の構成員は、別表のとおりとする。

2 会議に座長を置く。

(開催期間)

第4 会議は令和5年3月31日までの間、開催するものとする。

(補 則)

第5 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和4年5月17日から適用する。

長野県食育推進計画に関する懇談会構成員

区 分	所 属 名
医療・保健等関係	(一社) 長野県医師会
	(一社) 長野県歯科医師会
	(公社) 長野県栄養士会
	(一社) 長野県調理師会
	(一社) 長野県食品衛生協会
保育所・幼稚園・ 学校等関係	長野県小学校長会
	(一社) 長野県保育園連盟
	長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会
農業関係	J A長野県 (J A長野中央会)
	長野県農村生活マイスター協会
地域活動	長野県食生活改善推進協議会
市町村	市町村管理栄養士・栄養士の代表
有識者	松本大学人間健康学部健康栄養学科
	長野県立大学健康発達学部食育健康学科
流通・消費者	長野県生活協同組合連合会
	公募構成員【2名】
合 計	17 名